監督命令

平成２５年（再）第３号
岡山市北区御津矢原1754番地
再生債務者　有限会社御津砕石工業所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岡山市北区南方１―２―24　安田寛法律事務所　弁護士　安田　　寛
平成25年５月22日
岡山地方裁判所第３民事部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第６号
長崎県大村市東野岳町1334番地
再生債務者　株式会社大村湾カントリー倶楽部
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月16日付け再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月５日まで
平成25年５月24日
福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第３号
横浜市神奈川区鶴屋町２丁目17番地１
再生債務者　平取観光株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月24日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１９号
栃木県宇都宮市峰３丁目25番22号
再生債務者　南木　宏之
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月25日から平成25年７月３日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１２号
千葉県山武市板川368番地
再生債務者　伊藤　憲一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月27日から平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第６１号
名古屋市緑区鹿山２丁目92番地の１　鹿山第１コーポＡ棟203号
再生債務者　山根　英典
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月14日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月21日から平成25年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第６号
釧路市鳥取大通５丁目11番７号
再生債務者　堀籠　芳夫
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月１日から平成25年７月８日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（再イ）第７８号
福岡県古賀市花見東４丁目９番10号
再生債務者　庄田　吉宏
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第９１号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目７番10号　郵政二日市寮308号
再生債務者　藤澤　正宏
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１９号
佐賀県佐賀市金立町大字金立895番地４
再生債務者　平野　真哉
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月１日から平成25年７月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第５２号
福岡市中央区今泉２丁目３番41―303号
再生債務者　岡村　芳博
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前11時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月25日から平成25年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第６８号
福岡県糸島郡志摩町馬場813番地１
再生債務者　奈須　泰孝
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月25日から平成25年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第９６号
福岡市中央区六本松３丁目11番９号
再生債務者　森田　敏郎
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月25日から平成25年７月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第１６号
佐賀県小城市芦刈町三王崎174番地３　レスポアールⅠ201号
再生債務者　島﨑あつ子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月３日から平成25年７月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第１０号
北海道河東郡音更町宝来西町南１丁目４番地８
再生債務者　吉田　正敏
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月１日から平成25年７月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２５年（再イ）第１６９号
大阪市西成区千本中１丁目２番９号大海ビル401
再生債務者　中山　一晶
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第１３６号
大阪市淀川区木川東２丁目２番６―404号
再生債務者　北木伊千郎
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部